

## 高い測定値が出た場合の対応

### (1) 地表からの高さが1 mの場合

空間線量率	対 応
1 マイクロシーベルト/時以上 (周辺との差)	立ち入り制限措置を行うとともに、文部科学省に連絡し可能な限り除染する (平成23年10月21日 文部科学省 「放射線測定に関するガイドライン」に基づく。)
0.23 マイクロシーベルト/時以上 <sup>*1</sup>	除染 (側溝の泥の除去、落ち葉の回収、樹木の剪定、水による洗浄、ブラッシング等) を実施する (平成23年10月17日 環境省 「放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針骨子案」 (現在パブリックコメント中) に基づく。)

- ※ <sup>\*1</sup> 環境省は追加被ばく線量に関し、年間1ミリシーベルト (平常時の放射線の管理基準) を1時間あたりに換算すると、0.23マイクロシーベルト/時に相当するとの考え方を示している。
- ※ 取り除かれた土砂等については、国の方針が決まるまでの当面の間、当該施設内において土のう袋などで梱包し一時保管する。

### (2) 地表面の局所的な箇所の場合

空間線量率	対 応
0.60 マイクロシーベルト/時 <sup>*2</sup> 以上	除染 (側溝の泥の除去、落ち葉の回収、樹木の剪定、水による洗浄、ブラッシング等) を実施する。取り除かれた土砂等については、国の方針が決まるまでの当面の間、当該施設内において土のう袋などで梱包し一時保管する。
0.23 マイクロシーベルト/時 <sup>*3</sup> 以上0.59 マイクロシーベルト/時以下	比較的高い放射線量の原因となっているポイントを特定の上、除染を実施する。取り除かれた土砂等については、当該敷地内に30 cm程度掘削し埋め戻すこととする。
0.23 マイクロシーベルト/時未満	通常どおり側溝等の清掃を行って差し支えないものとする。

- ※ <sup>\*2</sup> 0.60マイクロシーベルト/時は放射線障害防止法で定める管理区域境界の線量1.3ミリシーベルト/3月に相当する。(平成23年7月15日 日本放射線安全管理学会 「除染マニュアル」 中のホットスポットの考え方を参考にした。)
- ※ <sup>\*3</sup> 0.23マイクロシーベルト/時は、環境省が示した追加被ばく線量の考え方を準用する。
- ※ 地表面における放射線量について、今後、国等から通知があった場合は、適宜見直すこととする。